**■景観形成基準確認書【鶴ケ城周辺地区】**

**下記により景観形成基準への適合を確認し、届出書に添付して下さい。**

**届出事項： 建築物　 工作物　 開発行為　 その他（　　　　　　　　　　　　）**

**①色彩（建築物・工作物のみ）**

◆建築物の外壁及び屋根の色彩[マンセル値]

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 使用色 | 景観形成基準 | 市記入欄 |
| 外壁色 |  | 基準色：   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 色相 | 明度 | 彩度 | | 5YR～7.5YR | 2～6 | 0.5～2 | | 10YR | 7～7.5 | 0.5～2 | | N9～N9.3（しっくいのみ） | | | | ☐基準色  ☐その他 |
| 屋根色 |  | 基準色：   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 色相 | 明度 | 彩度 | | 10R～2.5YR | 2～4 | 2～3 | | N3～N4 | | | | ☐基準色  ☐その他 |

◆工作物の色彩[マンセル値]

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 場所 | 色彩 | 備考 | 市記入欄 |
|  |  | 基準色：   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 色相 | 明度 | 彩度 | | 5YR～2.5Y | 6～7.5 | 0.5～2 | | 5YR～10YR | 4～6 | 0.5～4 | | ☐基準色  ☐その他 |

**②緑地**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 場所 | 緑地面積の合計[㎡] | 樹種 | 本数 | 場所や樹種の選定理由 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※建築物等の新築、増築、改築または移転の場合に記載が必要です。

**③その他の景観形成基準**

|  |  |
| --- | --- |
| 景観形成基準に適合しているか | 適・否 |

※景観形成基準の該当する項目に適合しているか、次頁以降で確認の上、〇で囲んで下さい。

**■景観形成基準チェック表【鶴ケ城周辺地区】**

**◇基本事項及び共通事項**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 景　観　形　成　基　準 | 該当 | 適合 |
| 基本事項 | 歴史的なまちなみや、歴史的・文化的資源等と調和をもった良好な景観が形成されるよう配慮すること。 |  |  |
| 充実した都市機能と安全で快適な環境を備えた良好な景観が形成されるよう配慮すること。 |  |  |
| 市街地近傍の田園、緑なす山々、水辺等の自然環境と調和した良好な景観が形成されるよう配慮すること。 |  |  |
| 大規模行為の計画にあたっては、自然公園法、都市計画法等に基づく施策、福島県及び市の景観形成に関する施策との整合を図ること。 |  |  |
| 大規模行為は、地域の景観に著しい影響を与えることから、説明会の開催等により周辺住民との合意形成に努めること。 |  |  |
| 共通事項 | 行為地を選定するときは、地域の優れた景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場から地域のシンボルとなる山岳、湖沼、歴史的建造物等への眺望の妨げにならないよう努めること。 |  |  |
| 行為地内に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。 |  |  |
| 行為地内には、できる限り地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努めること。 |  |  |
| 設計に当たっては、遠景、中景、近景、近接景等、異なる視点からの検討を行うよう努めること。 |  |  |
| 設計に当たっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景等を考慮するよう努めること。 |  |  |
| 行為地内における景観を損ねている要素の修景に努めるとともに、周辺景観を損なうようなデザインは行わないこと。 |  |  |

**◇建築物の新築、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更（1/3）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | 景　観　形　成　基　準 | 該当 | 適合 | 具体的な配慮又は工夫の内容 |
| 建築物 | 位置 | 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、大規模建築物周辺の景観との調和に配慮した位置とすること。 |  |  |  |
| 山頂、丘陵地の頂部等の従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避けること。 |  |  |
| 連続する町並み等の壁面線についての規則性がある場合を除いて、道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退すること。 |  |  |
| 歴史的建造物等の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とすること。 |  |  |
| 行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。 |  |  |
| 行為地が市街地にある場合は、隣接する土地の利用形態と調和するよう、歩行者に開かれたまとまりのある外部空間を創出できる位置とすること。 |  |  |
| 規模 | 周辺の町並みや自然景観と調和するよう、建築物の分割等によって規模を調節すること。 |  |  |  |
| 行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするよう努めること。 |  |  |
| 形態 | 地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避けること。 |  |  |  |
| 意匠 | ベランダ、バルコニー等は、建築物本体と調和したものとするなど、建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。 |  |  |  |
| 単調な大壁面による圧迫感をなくすこと。 |  |  |
| 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はこれと調和したものとすること。 |  |  |
| 歴史的建造物の改築又は修繕に当たっては、建築物等の材料の一部又は外壁等の意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めること。 |  |  |
| 設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか、建築物本体と調和したすっきりとしたデザインとすること。 |  |  |
| 建築物の外壁には、施設の名称等を除き必要以上の広告及び図画等を表示しないよう努めること。 |  |  |
| 建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に努めること。 |  |  |
| 道路等の公共空地から見通すことのできる外壁等は、公共性の高い部分として長く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮すること。 |  |  |

**◇建築物の新築、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更（2/3）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | 景　観　形　成　基　準 | 該当 | 適合 | 具体的な配慮又は工夫の内容 |
| 建築物 | 色彩 | 外壁、屋根等には、けばけばしい色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通して周辺の町並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩を基調とすること。 |  |  |  |
| 外壁、屋根等の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合には、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努めること。 |  |  |
| 建築物に設置される設備機器及び屋上工作物並びに行為地内の屋外設備、附属工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に努めること。 |  |  |
| 素材 | 周辺の町並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用すること。 |  |  |  |
| 行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しないこと。 |  |  |
| 地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努めること。 |  |  |
| 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材又はこれと調和したものを使用するよう努めること。 |  |  |
| 建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、耐色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用すること。 |  |  |
| 敷地の  緑化 | 建築物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲に柵等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。 |  |  |  |
| 樹姿又は樹勢の優れた樹木、稀少植物がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。 |  |  |
| 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。 |  |  |
| 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。 |  |  |
| 道路等の公共空間に面する外壁等の前面については、建築物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努めること。 |  |  |
| その他 | 屋外駐車場は、出入口を限定し、生垣等によって安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮するとともに、場内の高木の植栽に努めること。 |  |  |  |
| 屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮すること。 |  |  |
| 行為地が市街地にある場合には、道路境界線から後退すること等により生じた空間は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めること。 |  |  |
| 行為地内における電線類は、地中化するよう努めること。 |  |  |

**◇建築物の新築、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更（3/3）**

**【鶴ケ城周辺地区における景観形成基準追加事項】**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | | 景　観　形　成　基　準 | 該当 | 適合 | 具体的な配慮又は工夫の内容 |
| 建築物 | 共通 | 位置 | 家屋や店舗等が連続している通りでは、壁面の位置をできるだけ隣接する建築物の壁面にそろえること。 |  |  |  |
| 幹線道路や河川に面したところでは、前面にゆとりを持たせること。 |  |  |
| 鶴ケ城が見通せる道路、空地、交差点、橋などからの鶴ケ城への視線を遮らないような配置とすること。 |  |  |
| 色彩 | 外壁や屋根の色彩は、高明度や高彩度を避け、落ち着いた印象の色彩とし、周辺の町並みと調和が図れるような色彩を基調とすること。 |  |  |  |
| 外壁、屋根等に使用する色数を少なくすること。 |  |  |
| 高さ | 鶴ケ城周辺及び鶴ケ城を眺望できる視点場からの眺望を確保するため、地区ごとに定める高さ以下とすること。   |  |  | | --- | --- | | 地区名 | 高さ基準 | | 鶴ケ城公園地区 | 8ｍ以下 | | 沿道景観形成地区 | 15ｍ以下 | | 天守閣眺望保全地区 | 15～20ｍ以下 | |  |  |  |
| 沿道景観形成地区 | 形態 | 勾配屋根を基調とし、陸屋根は避けるよう努めること。 |  |  |  |
| 陸屋根の場合は、ひさしを設けるなどの工夫をし、町並みの連続性を保つこと。 |  |  |
| 意匠 | 伝統的な意匠(デザイン)と色彩を取り入れるよう努めること。 |  |  |  |
| 素材 | 状況に応じたものを用いるとともに、年月の経過とともに味わいが増すような、伝統的素材や自然素材を活用すること。 |  |  |  |
| 緑化 | | | 生垣（和風の土塀、板塀）化を図ること。 |  |  |  |
| 既存の樹木については、保全・活用し、敷地内の緑化に努めること。 |  |  |

**◇工作物の新設、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更（1/3）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | 景　観　形　成　基　準 | 該当 | 適合 | 具体的な配慮又は工夫の内容 |
| 工作物 | 位置 | 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、大規模工作物周辺の景観との調和に配慮した位置とすること。 |  |  |  |
| 山頂、丘陵地の頂部等の従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避けること。 |  |  |
| 道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退すること。 |  |  |
| 行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その景観の保全に配慮した位置とすること。 |  |  |
| 行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。 |  |  |
| 規模 | 周辺の町並みや自然景観と調和するよう、工作物の分割等によって規模を調節すること。 |  |  |  |
| 行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするよう努めること。 |  |  |
| 形態 | 地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避けること。 |  |  |  |
| 工作物を構成する部材数を整理し、すっきりとした形態とすること。 |  |  |
| 意匠 | 工作物全体としてまとまりのある意匠とすること。 |  |  |  |
| 単調な大壁面による圧迫感をなくすこと。 |  |  |
| 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はこれと調和したものとすること。 |  |  |
| 歴史的な工作物の改築又は修繕に当たっては、工作物の材料の一部又は意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めること。 |  |  |
| 工作物とそれらに附属する柵等の表面には、施設の名称等を除き必要以上の広告、図画等の表示を行わないこと。 |  |  |
| 色彩 | 工作物の表面には、けばけばしい色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通して周辺の町並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩を基調とすること。 |  |  |  |
| 大規模な屋外広告物に使用する色彩については、彩度10以下とすること。 |  |  |
| 工作物の表面の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努めること。 |  |  |

**◇工作物の新設、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更（2/3）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | 景　観　形　成　基　準 | 該当 | 適合 | 具体的な配慮又は工夫の内容 |
| 工作物 | 素材 | 周辺の町並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用すること。 |  |  |  |
| 行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しないこと。 |  |  |
| 地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努めること。 |  |  |
| 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材又はこれと調和したものを使用するよう努めること。 |  |  |
| 建設後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、耐色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用すること。 |  |  |
| 敷地の  緑化 | 工作物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲に柵等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。 |  |  |  |
| 樹姿又は樹勢の優れた樹木、稀少植物がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。 |  |  |
| 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。 |  |  |
| 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。 |  |  |
| 道路等の公共空間に面する外壁等の前面については、工作物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努めること。 |  |  |

**◇工作物の新設、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更（3/3）**

**【鶴ケ城周辺地区における景観形成基準追加事項】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | 景　観　形　成　基　準 | 該当 | 適合 | 具体的な配慮又は工夫の内容 |
| 工作物 | 色彩 | 周辺の町並みや自然景観と調和した茶系、黒系等の低彩度の落ち着いた色彩を基調とすること。 |  |  |  |
| 屋外広告物に使用する色彩については、彩度８以下とすること。 |  |  |
| 工作物の表面に使用する色数を少なくすること。 |  |  |
| 高さ | 鶴ケ城周辺及び鶴ケ城を眺望できる視点場からの眺望を確保するため、地区ごとに定める高さ以下とすること。   |  |  | | --- | --- | | 地区名 | 高さ基準 | | 鶴ケ城公園地区 | 8ｍ以下 | | 沿道景観形成地区 | 15ｍ以下 | | 天守閣眺望保全地区 | 15～20ｍ以下 | |  |  |  |
| 自動  販売機 | 独立設置を避け、建物に組み込んだ構造又は目立たない色彩を使用すること。 |  |  |  |
| 緑化 | | 生垣（和風の土塀、板塀）化を図ること。 |  |  |  |
| 既存の樹木については、保全・活用し、敷地内の緑化に努めること。 |  |  |

**◇開発行為（都市計画法第４条第12項に規定する開発行為）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 景　観　形　成　基　準 | 該当 | 適合 | 具体的な配慮又は工夫の内容 |
| 土地の  形状 | 地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を生かしたものとすること。 |  |  |  |
| 景観形成上支障が生じる土地の不整形な分割又は細分化を行わないこと。 |  |  |
| 土地の  緑化 | 行為地内はできる限り緑化し、周囲に柵等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。 |  |  |  |
| 樹姿又は樹勢の優れた樹木、稀少植物がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。 |  |  |
| 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。 |  |  |
| 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。 |  |  |
| 法面等の外観 | 長大な法面又は擁壁を生じさせないよう配慮すること。 |  |  |  |
| 法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させること。 |  |  |
| 周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行うこと。 |  |  |
| 擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとすること。 |  |  |
| 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わないこと。 |  |  |
| その他 | 調節池の建設、埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等を周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫すること。 |  |  |  |
| 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用すること。 |  |  |

**◇土地の開墾、土石類の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 景　観　形　成　基　準 | 該当 | 適合 | 具体的な配慮又は工夫の内容 |
| 遮へい | 行為地外からの出入口は、最小限に限定すること。 |  |  |  |
| 行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講ずること。 |  |  |
| 掘採又は採取の跡地の形状 | 長大な法面は擁壁を生じさせないよう努めること。 |  |  |  |
| 法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させること。 |  |  |
| 擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとすること。 |  |  |
| 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わないこと。 |  |  |
| 跡地の緑化 | 行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 |  |  |  |
| その他 | 主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくくなるよう、掘採又は採取の位置及び方法を工夫すること。 |  |  |  |
| 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用すること。 |  |  |

**◇屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 景　観　形　成　基　準 | 該当 | 適合 | 具体的な配慮又は工夫の内容 |
| 物件の堆積又は貯蔵の方法 | 集積又は貯蔵は、主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくい位置とすること。 |  |  |  |
| 集積又は貯蔵に当たっては、高さをできる限り低く抑え、整然と行うこと。 |  |  |
| 遮へい | 行為地外からの出入口は、最小限に限定すること。 |  |  |  |
| 行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講ずること。 |  |  |

**◇水面の埋立て又は干拓**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 景　観　形　成　基　準 | 該当 | 適合 | 具体的な配慮又は工夫の内容 |
| 土地の  形状 | 地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を生かしたものとすること。 |  |  |  |
| 景観形成上支障が生じる土地の不整形な分割又は細分化を行わないこと。 |  |  |
| 土地の  緑化 | 行為地内はできる限り緑化し、周囲に柵等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。 |  |  |  |
| 樹姿又は樹勢の優れた樹木、稀少植物がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。 |  |  |
| 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。 |  |  |
| 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。 |  |  |
| 法面等の外観 | 長大な法面又は擁壁を生じさせないよう配慮すること。 |  |  |  |
| 法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させること。 |  |  |
| 周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行うこと。 |  |  |
| 擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとすること。 |  |  |
| 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わないこと。 |  |  |
| その他 | 調節池の建設、埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等を周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫すること。 |  |  |  |
| 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用すること。 |  |  |

**■事前協議【鶴ケ城周辺地区】**

○事前協議回答書　:　第　　 　号(　 　　年　 　　月　 　日)

○協議結果等への対応

事前協議回答書に記載された指導・助言等については、下記のとおりとします。

|  |
| --- |
|  |

※市記入欄

|  |
| --- |
| 法第18条第２項の適用の有無： 有り  無し（理由：　　　　　　　　　　　　　　）  【特記事項】 |